

不動産業三十五年（渋谷精志）

宮城県史第17巻〔の内「区画整理記念碑」〕

24. 関上の地名の由来

問 関上の関という字は、どの辞書にもでてきません。また、この字を正しく読める人もありません。どうしてこの字が使われるようになったのでしょうか。

答 関上〔ゆりあげ〕について、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞巖、享保4年〔1719〕）に『按関字未字書、俗間用來……』。また、「封内風土記」〔ほうないふどき〕巻5（田辺希文、明和9〔1772〕）に『洵上浜。国俗作関上。』と現われて⁽¹⁾います。「関上風土記」（関上郷土史研究会編）に『名取の浦と呼ばれていたのは貞観13年〔871〕以前、洵上浜と呼称されていたのは、延元3年〔1338〕以降である……』と記されていますが、これは根拠が不明確です。文禄5年〔1596〕の検地帳には『ゆりあげ浜』と明記されています。ここは云い伝えによれば、養老元年〔717〕の昔、那智山権現の神体が藤蔓とともに波に乗ってこの浜にゆり上ったので、ゆりあげ浜と呼ばれるようになったといわれ、やがて「洵上浜」と漢字が当てられ、その後いつの時代からか「関上」という作字による表記が行われるようになったのです。しかし、この由来は不明で、次のような説もありますが、いずれも伝説の域を出ないものです。

その一つは地元説というべきものです。昔承応年中〔1652～1655〕火災が頻発するので、この地の水門神社（湊明神）の神託を乞うたところ、神名を地名とすれば永く火災を除くといわれたので、神名「水門」を⁽⁴⁾1字に合成した「関」という作字を地名にあてたという説です。他の一つは城下説ともいうべきものです。何代目かの君公が大年寺参拝を終って、石段を降りかかると、山門内から遥かに名取川が海にそそぐ河口附近の水が光って見えるので、「あれは何処か」と下問されたということです。近侍の者が「ゆりあげ浜」と答えると、即座に「門の中に水が見えたのであるから、今後門の中に水を書いて関上と称するように。」と命ぜられたことに始まるといわれます。

この「関」という字は、漢字をまねて作った作字の一つで、しかも通用範囲の狭い特殊な文字⁽⁵⁾ですので、辞書にも載っていないし、地元や仙台周辺の一部を除いては、正しく読める人も少ないのです。印刷の場合も活字がありません。仙台地方では特に「関」の母型を作っているが、ほかでは関の活字を加工して使っています。銀行関係などでは「関上」が「関上」〔ひまあげ〕と誤り読まれて、手形決済が遅れることもしばしばあったということです。

この関上は、「封内風土記」に『戸口凡百五十四。有市店而駅也。……』と記され、20～30戸

からの小村の多かった中での大村の方でした。明治22年市町村制実施のとき、小塚原・大曲・牛野・高柳村と合併して東多賀村となったが、昭和3年4月1日町制をしいて関上町と改称しました。関上町は昭和30年、増田・下増田町・高館・愛島・館腰村と合併して名取町となり、昭和33年市制を施行して名取市となっています。なお桃生郡桃生町太田の小学に「関前」〔ゆるきまえ〕と、「関」〔ゆり〕という地名があるが、この地名表記は「関上」の「関」にならったものといわれます。

注(1) 田辺希文が、第7代伊達重村の命を受け、明和9年〔1772〕に完成した実用地誌で全25巻。城下及び各邑〔邑はむら、君公の名に綱村・吉村・宗村・重村・斉村と村がつくので、領内では村は禁字とされ邑の字を代用した。仙台領内の村は1,011もあり、これらの公村のほか「公儀〔幕府のこと〕書上なき村」すなわち領内限りの村〔新開発の村。端郷・かくし村・私村〕が49村もあった。村方の人口をこの村の数で割れば概算できるが、村は文字通り戸口の少い地域社会であった。〕の戸口・地勢・寺社その他の概要を記してある。在来の文学的・紀行的地誌にはないデータで構成されており、行政の要具としても役立つものであった。しかし何分にも簡略に過ぎるので、後年この書の発展拡大を試みたものに希文の長子希元の努力になる「安永風土記御用書上」がある。

注(2) たなべまれふみ。儒者。字は子郁、通称喜右衛門晋斎また翠溪と号した。父希賢〔まれかた〕が4代綱村に招かれた時、ともに仙台に移住してきた。若くして京都に遊学し、儒学・神道・書道・武術の奥儀を究めた。5代吉村の時儒臣となり、世子宗村の教育を命ぜられ700石を賜わった。7代重村の時代に至るまで学問をもって仕え、安永5年〔1776〕12月12日歿した。80才、大年寺に葬る。著に「伊達旧臣伝記」〔明治26年「伊達家世臣伝記」と題して活字化された。〕・「伊達世家譜略記」「封内風土記」〔「仙台叢書封内風土記」5冊本として明治26月活字化公刊、昭和50年これを3冊本として復刻版発行〕。

注(3) この藤蔓をゆり上浜の対岸、即ち名取河口の北岸に埋めて塚を築いたと伝えられる。それ以来、この地を藤塚浜と呼ぶようになったという。

注(4) 「封内風土記」によれば、春日明神を祀る、起源は明らかでない。水門〔みなと〕明神といい、後に名取川水門神社となり、明治初年湊神社と改称した。

注(5) 室町時代、天文3年〔1534〕に出た「貞永式目抄」〔じょうえいしきもくしょう。貞永元年〔1232〕執権北条泰時が編纂した「貞永式目（御成敗式目）」の注釈書〕に『畠の字は日本にて一千余字の作り字の内なり』とあるように、日本製の文字で和字・国字・倭字などともいわれて、相当古い時代から使用されてきたものである。当用漢字1,850字の中にさえ、畑・働・峠・搾・込などの国字が入っている。関はこのような作字の中でも、通用範囲のごく狭い、いわば非公認ともいうべき特殊な作字に属する。このような作字は「特殊文字」とか「地方文字」ともいわれる。「地名索引」（内務省地理局、明治17年）

には『閑 閑上浜ユリアゲハマ 陸前名取』と載っている。

資料 閑上町誌（閑上町）

封内風土記巻5（田辺希文）

だるま随筆（山田勇太郎）

宮城県地名考（菊地勝之助）

宮城の伝承（宮城県数育会）

続岩沼物語（佐々木喜一郎）

宮城県各村字調書（宮城県、「宮城県史」第32巻の内）

大日本地名辞書7（吉田東伍）

名取市史（名取市）

閑上風土記（閑上郷土史研究会編）

25. 徳川時代に「藩（仙台藩）」という 公称はなかった

問 徳川時代の「伊達藩」という呼び方は誤りで、「仙台藩」というのが正しいそうですが、何故ですか。

答 正しいという意味では、どちらの呼び方も誤りです。徳川時代270年間を通じて「藩」という公称は存在しません。「藩」が存在しないのですから、「支藩」などという呼称は尚更甚しく無知な誤用であります。慶長20年〔1615。7月13日元和と改元〕7月7日に2代目将軍秀忠が発布した「武家諸法度」〔ぶけしよはつと〕13条を見ても、大名領については『国々・国々大名・他国・⁽¹⁾自国・⁽²⁾諸国・⁽³⁾諸大名・⁽⁴⁾国主・⁽⁵⁾治国』などの用語を用い、藩とか藩主などの語句は全く出ていません。幕府で個々の大名領の公式な名称としたものは「地名」＋「領」であって、例えば仙台の場合は、「仙⁽¹⁾台⁽²⁾領」というきまりでした。それは、万治元年〔1658〕12月18日、4代将軍家綱が伊達家第3代を継いだ綱宗に与えた朱印状に『一 家中之輩 仙⁽¹⁾台⁽²⁾領⁽³⁾仕置之儀可為如前々事、付町人百姓等不窮困様ニ仕置可申付事〔下略〕』〔「雄山公治家記録」巻之上〕のように示されています。時代が下って、明治元年〔1668〕12月6日、戊辰戦争の責任を問われて領国を没収、改めて28万石を下賜された時の通達文書にも、『名取郡都而〔すべて〕六十一ヶ村、宮城郡都而七十八ヶ村、黒川郡都而四十九ヶ村、玉造郡都而三十一ヶ村、志田郡之内都而四十三ヶ村、高二十八万石、右之通其方為領分〔りょうぶんとして〕更⁽⁵⁾に⁽⁶⁾下賜候間、来巳〔み〕の年より物成郷村等請取可申候事